

**(仮称)柳島スポーツ公園整備事業
落札者決定方法及び落札基準**

平成26年4月10日

茅 ヶ 崎 市

目 次

第1	総則	1
1	落札者決定基準の位置づけ	1
2	基本的な考え方.....	1
3	審査方法.....	1
4	審査の進め方	1
5	審査結果の公表.....	3
第2	資格審査	4
第3	提案審査	11
1	基礎審査.....	11
2	総合審査.....	12

第1 総則

1 落札者決定基準の位置づけ

(仮称)柳島スポーツ公園整備事業落札者決定方法及び落札基準(以下「本書」という。)は、茅ヶ崎市(以下「市」という。)が、(仮称)柳島スポーツ公園整備事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示すものであり、入札説明書と一体のものである。

2 基本的な考え方

本事業を実施するに当たり民間事業者には、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや体力づくりのできる施設整備、スポーツの振興、市民の健康増進、地域に密着したサービスの展開、市の財政負担の縮減、地域への貢献、市内事業者の育成、市内経済の活性化の実現につながる提案を期待する。

民間事業者の選定に当たっては、「公平性原則」に則り競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で落札者を決定する。加えて、民間事業者の創意工夫が発揮されるように留意する。

民間事業者を客観的に評価するため、本書に示すとおり客観的な評価基準を設定するとともに、「(仮称)柳島スポーツ公園整備事業PFI事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」による審査を行い、民間事業者の選定を行ったときは、必要な資料と併せて速やかに公表する。

3 審査方法

本事業の実施においては、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営に関する専門的な知識やノウハウが求められていることから、単なる価格競争ではなく、各業務の要求水準との整合、収支計画、リスク分担、事業計画の妥当性・確実性を総合的に評価するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に基づく、総合評価一般競争入札方式を用いた審査方法を採用する。

4 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

- (1) 資格審査：第一次審査として参加資格の有無を確認する。
- (2) 提案審査：第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、入札価格及び提案内容が市の基準を満たしているか否かを確認する。「総合審査」では、入札価格及び提案内容を様々な視点から総合的に評価する。

選定委員会は、学識経験を有する者及び市職員で構成され、本書に基づいて入札価格及び提案内容の審査を行い、優秀提案を選定する。市は、選定委員会による審査結果を

踏まえ、優秀提案を行った者を落札者として決定する。

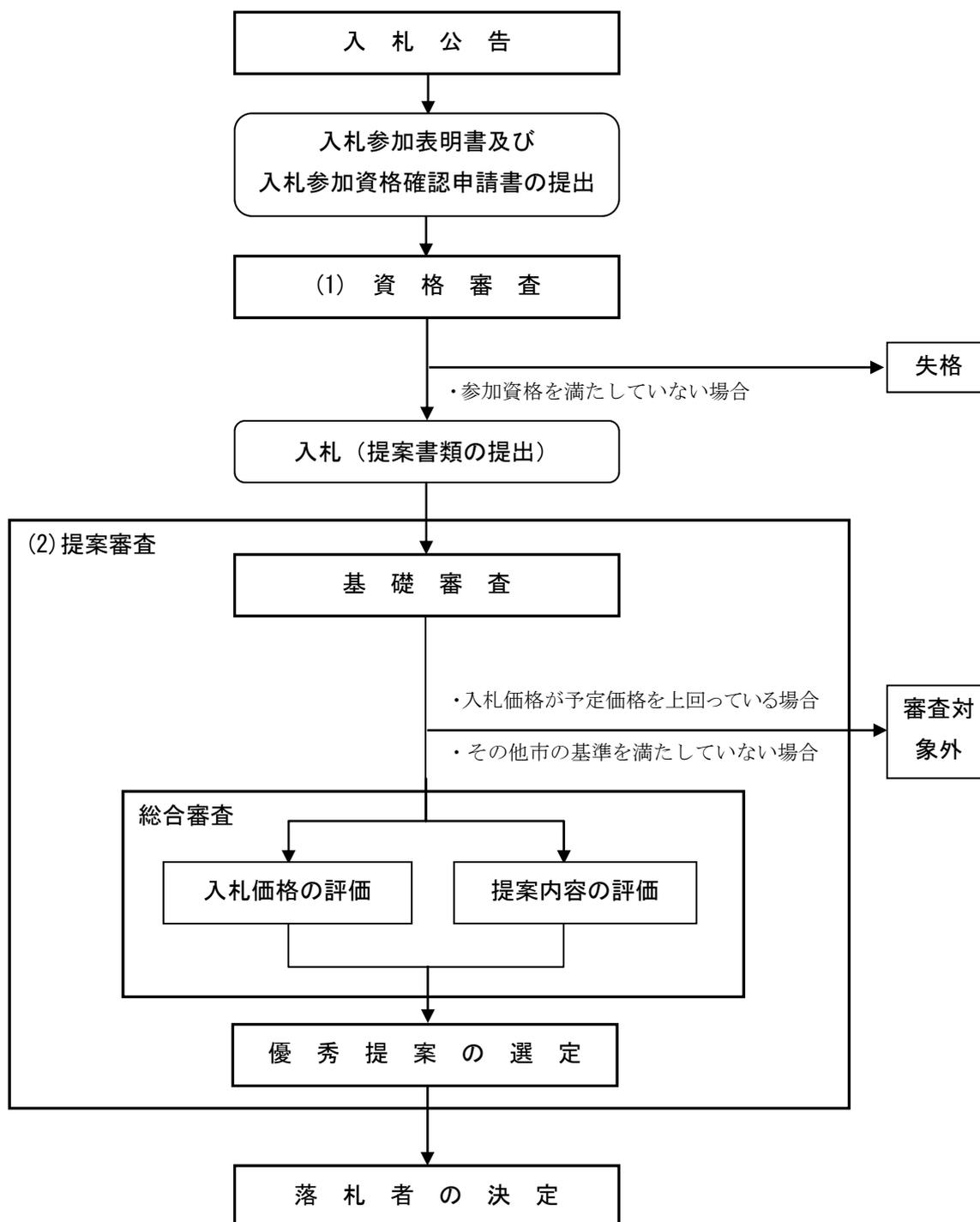


図1 審査の進め方

5 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については市のホームページ等において公表する。

第2 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認し、参加資格を満たしていない場合は、失格とする。本審査における確認内容及び確認方法は表1に示すとおりとする。

表1 資格審査における確認内容及び確認方法

区分	審査内容	対象様式
全般	ア 入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	様式2-4
	イ 入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条の規定に基づく破産申立てがなされていない者であること。	様式2-4
	ウ 入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。	様式2-4
	エ 入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされていない者であること。	様式2-4
	オ 入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定に基づく特別精算の申立てがなされていない者であること。	様式2-4
	カ 入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定に基づく指示又は営業停止の処分を受けていない者であること。	様式2-4

区分	審査内容	対象様式
	キ 入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成12年2月1日施行）第3条又は第4条の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。	様式 2-4
	ク 入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当する者でないこと。	様式 2-4
	ケ 入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、市に税の納付義務を有する者にあつては、これらの滞納がある者でないこと。	様式 2-4 様式 2-11
	コ 入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、厚生年金等の社会保険制度に加入していない者（任意適用事業所を除く。）でないこと。	様式 2-4
	サ 雇用されている者が退職する際に一時金を支給している者であること。	様式 2-4
	シ 入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、本事業に係る「(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業に係る最適事業手法選定支援業務」又は「(仮称) 柳島スポーツ公園整備事業民間資金等活用アドバイザー業務」に関与した、株式会社三菱総合研究所、株式会社オオバ、株式会社松田平田設計、東京丸の内法律事務所及びその者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。	様式 2-4 様式 2-11
	ス 入札参加表明書提出から落札者決定までの期間に、本事業に係る選定委員会の委員及び委員と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。	様式 2-4 様式 2-11
	セ 応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業として参加していないこと。	様式 2-1 様式 2-2

区分	審査内容	対象様式
設計	<p>ア 建築設計業務に当たる者は次の要件を満たす者であること。</p> <p>(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(イ) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルタントに登録されている者で、業種が「建築設計」として認定されている者であること。</p> <p>(ウ) 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに設計業務が完了しているものに限る。）を元請として設計した実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技場、野球場、サッカー場等を含む敷地面積が10,000㎡以上の屋外体育施設の設計 	様式 2-5
	<p>イ 公園設計業務に当たる者は次の要件を満たす者であること。</p> <p>(ア) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルタントに登録されている者で、業種が「造園」若しくは「都市計画及び地方計画」として認定されている者であること。</p> <p>(イ) 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに設計業務が完了しているものに限る。）を元請として設計した実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の規定に基づく敷地面積が20,000㎡以上の都市公園の設計 	様式 2-5
	<p>ウ 設計企業が単独の場合は、上記ア及びイの全ての要件を満たすこと。</p>	様式 2-5
	<p>エ 設計企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記ア及びイの全ての要件を満たすこと、若しくは少なくとも1者が上記アの全ての要件を満たし、かつ、別の1者が上記イの全ての要件を満たすこと。</p>	様式 2-5
工事 監理	<p>ア 建築工事監理業務に当たる者は次の要件を満たす者であること。</p> <p>(ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築事務所の登録を行っていること。</p>	様式 2-6

区分	審査内容	対象様式
	(イ) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルタントに登録されている者で、業種が「建築設計」として認定されている者であること。 (ウ) 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに設計業務又は工事監理業務が完了しているものに限る。）を元請として設計又は工事監理を行った実績を有すること。 ・陸上競技場、野球場、サッカー場等を含む敷地面積が10,000㎡以上の屋外体育施設の設計又は工事監理	様式2-6
	イ 公園工事監理業務に当たる者は次の要件を満たす者であること。 (ア) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルタントに登録されている者で、業種が「造園」若しくは「都市計画及び地方計画」として認定されている者であること。 (イ) 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに設計業務又は工事監理業務が完了しているものに限る。）を元請として設計又は工事監理を行った実績を有すること。 ・都市公園法第2条第1項の規定に基づく敷地面積が20,000㎡以上の都市公園の設計又は工事監理	様式2-6
	ウ 工事監理企業が単独の場合は、上記ア及びイの全ての要件を満たすこと。	様式2-6
	エ 工事監理企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記ア及びイの全ての要件を満たすこと、若しくは少なくとも1者が上記アの全ての要件を満たし、かつ、別の1者が上記イの全ての要件を満たすこと。	様式2-6

区分	審査内容	対象様式
建設	<p>ア 建築建設業務に当たる者は次の要件を満たす者であること。</p> <p>(ア) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有していること。</p> <p>(イ) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の工事に登録されている者で、工種が「建築一式」として認定されている者であること。</p> <p>(ウ) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の登録時における経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評価値が900点以上の者であること。</p> <p>(エ) 平成元年以降に、次の要件を満たす施設の新設又は改修工事（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までには施設の引渡しが完了しているものに限る。）を元請として施工した実績を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程（公益財団法人日本陸上競技連盟）に基づく公認陸上競技場第4種以上の陸上競技場の建設工事 	様式2-7
	<p>イ 公園建設業務に当たる者は次の要件を満たす者であること。</p> <p>(ア) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有していること。</p> <p>(イ) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の工事に登録されている者で、工種が「土木一式」として認定されている者であること。</p> <p>(ウ) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の登録時における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評価値が900点以上の者であること。</p> <p>(エ) 平成元年以降に、次の要件を満たす施設の新設又は改修工事（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までには施設の引渡しが完了しているものに限る。）を元請として施工した実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法第2条第1項の規定に基づく敷地面積が20,000㎡以上の都市公園又は敷地面積が20,000㎡以上の造成工事 	様式2-7

区分	審査内容	対象様式
	ウ 建設企業が単独の場合は、上記ア及びイの全ての要件を満たすこと。 また、必ず本事業を実施するために設立する特別目的会社に対する出資を行うこと。	様式 2-7
	エ 建設企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記ア及びイの全ての要件を満たすこと、若しくは少なくとも1者が上記アの全ての要件を満たし、かつ、別の1者が上記イの全ての要件を満たすこと。 また、少なくとも当該要件を満たす者は本事業を実施するために設立する特別目的会社に対する出資を行うこと。	様式 2-7
	オ 全ての建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。	様式 2-6 様式 2-7
維持 管理	ア 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。	様式 2-8
	イ 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。	様式 2-8
	ウ 過去10年以内に、国又は地方公共団体が設置する体育施設（都市公園内に設置された体育施設を含む。以下「公共体育施設」という。）に関して、維持管理を目的とした業務の元請として1年以上の実績を有していること。	様式 2-8
	エ 維持管理企業が単独の場合は、上記アからウの全ての要件を満たすこと。	様式 2-8
	オ 維持管理企業が 複数の場合は、少なくとも1者が上記アからウの全ての要件を満たすこと。	様式 2-8
運営	ア 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。	様式 2-9
	イ 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。	様式 2-9
	ウ 過去10年以内に、公共体育施設の運営に関して、指定管理者の代表企業として1年以上の実績を有していること。	様式 2-9
	エ 運営企業が単独の場合は、上記アからウの全ての要件を満たすこと。 また、必ず本事業を実施するために設立する特別目的会社に対する出資を行うこと。	様式 2-9

区分	審査内容	対象様式
	<p>オ 運営企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記アからウの全ての要件を満たすこと。</p> <p>また、少なくとも当該の要件を満たす者は本事業を実施するために設立する特別目的会社に対する出資を行うこと。</p>	様式 2-9
その他 業務	<p>ア 平成25・26年度に茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。</p>	様式 2-10
	<p>イ 業務を実施するための必要となる関係法令を遵守し、応募者の責任の範囲で業務に当たること。</p>	様式 2-4

※評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

第3 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、提案書類に記載される入札価格が予定価格※を下回っているか否かを確認する。さらに、応募者からの提案内容が入札説明書等に示す基準を満たしているか否かを確認する。

なお、次の「(1) 入札価格の確認」及び「(2) 提案書類の確認」の要件を満たしていない応募者は、審査対象外とする。

※ 入札説明書に記載する参考価格とは別に市が定めるもので、消費税及び地方消費税を含めた価格（非公表）

(1) 入札価格の確認

入札価格については、予定価格の範囲内にあることを確認し、上回っている応募者は審査対象外とする。

(2) 提案書類の確認

提案書類については、表2に示す事項を確認し、1項目でも満たしていない応募者は審査対象外とする。

なお、提案書類の内容が入札説明書等に示す基準を満たしているか判断できない場合には、書面にて確認を求めることがある。

表2 提案書類の確認内容

確認項目	確認内容	対象様式
一般事項	① 要求した提出書類が全て揃っていること。 ② 指定した様式に必要な事項が記載されていること。 ③ 提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。 ④ 本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。	提案書全般
特別目的会社の組成	⑤ 代表企業の出資比率が出資者中最大であること。 ⑥ 構成企業の出資比率の合計が50%を超えること。	様式2-2 様式5-3a
事業計画の妥当性	⑦ 資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）が明確であること。	様式5-3a
	⑧ 借入金の返済能力（ $DS\ CR \geq 1.0$ ）があること。	様式5-3k
	⑨ 入札価格について、算出根拠が明示されていること。	様式5-3b, d, e, f, g, h, i, j,
スケジュール	⑩ 運営開始が確保されるための合理的なスケジュールとなっていること（設計期間、建設期間、開園準備期間等に明らかな矛盾がないこと）。	様式7-2 様式7-2a 様式7-3

※DSCR (Debt Service Coverage Ratio) …各年度の元利金返済前キャッシュフローが、当該年度の元利金支払所要額の何倍かを示す比率

2 総合審査

総合審査は、入札価格と提案内容の2つの面から評価を行い、市が示した要求をすべて満たすことができた応募者を対象として実施するものであり、価格の評価と、要求水準を超える優れた提案の評価をするものである。入札価格の評価点が30点満点、提案内容の評価点が70点満点の合計100点満点で評価する。

なお、総合審査の結果、最も得点の高い提案を優秀提案として選定し、最も得点の高い提案が複数ある場合には、提案内容の得点が最も高い提案を優秀提案として選定する。

また、選定委員会は、総合審査の過程において各応募者に対しヒアリングを実施する。

ヒアリングは平成26年8月中旬を予定しているが、詳細については提案書類受付後に改めて市から各応募者に連絡する。

総合評価点 (満点100点) = 入札価格の評価点 (30点) + 提案内容の評価点 (70点)

(1) 入札価格の評価

最低の入札価格を提示した提案に満点 (30点) を付与する。それ以外の入札価格については、次式に従って評価する。

なお、評価の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

入札価格の評価点 = (最低の入札価格 ÷ 入札価格) × 30点

(2) 提案内容の評価

応募者からの提案内容を、「(3) 提案内容の評価項目、評価の視点及び配点」に基づき選定委員会が得点化する。提案内容の大項目及び配点は表3に、採点基準は表4に示すとおりである。

なお、評価の際は、210点満点で得点化した提案内容を70点満点に補正するとともに、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

提案内容の評価点 = (提案内容の得点 ÷ 210点) × 70点

表3 提案内容の大項目及び配点

大項目		配点 (満点)
1	事業計画全体に関する事項	50点
2	設計に関する事項	40点
3	工事監理・建設に関する事項	20点
4	維持管理に関する事項	20点
5	運営に関する事項	50点
6	自由提案に関する事項	30点
合計		210点

表4 提案内容の採点基準

評価	評価内容		採点基準
A	非常に優れた提案が複数なされている。	各評価はそれぞれ下位評価を前提とする。	配点×1.00
B	非常に優れた提案がなされている。		配点×0.75
C	優れた提案が複数なされている。		配点×0.50
D	優れた提案がなされている。		配点×0.25
E	特に優れた提案はない。		配点×0.00

(3) 提案内容の評価項目、評価の視点及び配点

●事業計画全体に関する事項 (配点：50点)

【重視する事項】①事業の取り組み方針

- ②統括管理計画
- ③収支計画
- ④リスク管理計画
- ⑤地元経済社会への貢献
- ⑥その他の優れた提案

評価項目	評価の視点	配点	様式
①事業の取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的等を踏まえた取り組み方針が提案されているか。 ・ 公の施設として、公平性の確保及び都市公園としての役割を踏まえた優れた取り組み方針が提案されているか。 ・ 代表企業、構成企業、協力企業の役割分担が明確に提案されており、本事業を遂行するための十分な経験、ノウハウを有した人材が配置されているか。 	5点	様式5-1

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間のノウハウを生かし、効率的かつ効果的な優れた取り組み方針となっているか。 ・ 近隣の施設にはない、本施設独自の提案がなされているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 		
②統括管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括管理業務の目的を踏まえ、本事業の統括管理方法等が具体的に提案されているか。 ・ 事業全体を統括し、事業期間を通じて円滑に業務の遂行が可能な取り組み方針が提案されているか。 ・ 市との連絡体制及びグループ内の企業間で情報を共有できる体制になっているか。 ・ 参画企業のモチベーションの維持に関する具体的かつ優れた方策等が提案されているか。 ・ 運営開始から10年後の中間評価の手法、内容について、具体的に提案されているか。 ・ 事業期間を通じてサービス水準を確保することに加え、品質低下の兆候を早期に把握し、軌道修正を図るため、具体的かつ効果的なセルフモニタリングの仕組み等が提案されているか。 ・ 個人情報の漏えい等がないよう適切に管理できる体制・仕組みが提案されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	10点	様式 5-2
③収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関等との事前協議を踏まえ、資金調達の考え方が明確であり、确实かつ優れた方法が提案されているか。 ・ 資金管理の方法・役割が明確になっているか。 ・ 収支計画は、事業期間を通じて適正な利益を確保し、無理のない収支計画となっているか。 また、信頼しうる根拠に基づいて収入、支出を想定しているか。 ・ 予期せぬ事態による運営資金不足への対応等、事業収支の安定化のために有効となる方策又は仕組み等が提案されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	10点	様式 5-3 様式 5-3a 様式 5-3b 様式 5-3d ～ 様式 5-3k

④リスク管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者あるいは各業務の受託者の破綻や、将来における需要変動や不測の事態等への対応について、優れた方策が提案されているか。 ・ リスクの内容、性質に応じて、事業者、代表企業、構成企業及び協力企業の間で適切にリスクが分担され、責任の所在が明確になっているか。 ・ リスク顕在化時に、迅速な対応が出来るような組織体制、意思決定手続、関係者間の協議の進め方が具体的に提案されているか。 ・ 本事業の特性を捉え、リスクを最小化するための効果的な対策が提案されているか。 ・ 加入する保険の内容は十分であるか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	5点	様式 5-4 様式 5-4a
⑤地元経済社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域企業等との協力、市内生産品等の活用、地元資材の調達等について優れた方針が提案されているか。 ・ 地域社会との連携や地域活性化への貢献策について優れた方針が提案されているか。 ・ 地域の人材活用等、地元の雇用機会の創出につながる優れた方針が提案されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	15点	様式 5-5 様式 5-5a
⑥その他の優れた提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各項目に記載されている評価視点には含まれない優れた計画が提案されているか。 	5点	様式 5-6

●設計に関する事項（配点：40点）

【重視する事項】①設計業務に係る取り組み方針

- ②公園計画
- ③建築施設計画
- ④地域の賑わい創出への配慮
- ⑤防犯性・安全性への配慮
- ⑥防災性への配慮
- ⑦環境性への配慮

評価項目	評価の視点	配点	様式
①設計業務に係る取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的等を踏まえた明確な設計方針を持っているか。 	10点	様式 6-1

	<ul style="list-style-type: none"> ・市のスポーツ・レクリエーション需要及び既存施設の状況を踏まえた設計コンセプトが提案されているか。 ・子どもから高齢者、障害者など、誰もが気軽に利用できる公園として、周辺との連続性、魅力的な全体計画、施設配置計画（利用者の動線計画）及び外構・植栽計画が提案されているか。 ・地域特性を把握し、それを活かした設計がされているか。 ・周辺の景観と調和し統一感をもった意匠や周辺への眺望維持について配慮されているか。 ・耐久力を高めるよう、気候、塩害等に配慮した材料や工法の工夫が見られるか。 ・事業期間終了時に市に特別な費用の負担が発生させない設計上の工夫が見られるか。 ・広告物の掲載が可能なスペースを確保し、広告物収入を確保するための工夫が見られるか。 ・その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 		<p>様式 6-1a ～ 6-11 様式 6-2a ～ 6-2b 様式 6-3</p>
②公園計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の憩いや交流の場となるよう、優れた提案が見られるか。 ・ライフステージに合わせた遊具の設置等、市民の健康増進に寄与する設計となっているか。 ・周辺環境を踏まえたエントランスの位置や大会・イベント時に安全かつ速やかに入退場させるための工夫が見られるか。 ・自動車用通路と園路の分離、視野を確保した植栽の配置等、誰もが安全かつ安心して利用できる設計となっているか。 ・園路、遊具等を配置し、昼夜を問わず、誰でも自由に入園でき、楽しめる公園機能も持ったスポーツ公園として魅力的な設計となっているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	5点	<p>様式 6-1 様式 6-1a ～ 6-11 様式 6-2a 様式 6-4</p>
③建築施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の使い勝手や利用パターンを想定して、諸室の計画や動線計画が適切に設計されているか。 ・メインスタンドは、本公園の象徴となりうる魅力的な意匠となっているか。 	5点	<p>様式 6-1 様式 6-1a</p>

	<p>また、景観への配慮及び競技者と応援者の臨場感あふれる一体感が創出される設計となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のニーズを踏まえた各種備品等の設置が提案されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 		<p>～ 6-11 様式 6-2b ～ 6-2e 様式 6-5</p>
④地域の賑わい創出への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の憩いの場、地域スポーツ活動等の拠点となり得るよう、地域交流拠点としての機能を発揮できる設計となっているか。 ・ 地域の賑わいを創出する大会・イベント等が開催しやすいよう、人の滞留スペースが十分に確保されているか。 ・ 地域の大会だけでなく、より高いレベルの大会の会場となり得る設備が提案されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	5点	<p>様式 6-1 様式 6-1a ～ 6-11 様式 6-6</p>
⑤防犯性・安全性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもから高齢者、障害者など、誰もが安心してスポーツを行うことができるよう配慮されているか。 ・ 昼夜を問わず、施設利用者の安全確認や防犯対策に配慮した設計となっているか。 ・ 出入り口、駐車場の位置は交通渋滞や交通事故の発生抑制に配慮されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	5点	<p>様式 6-1 様式 6-1a ～ 6-11 様式 6-7</p>
⑥防災性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に利用者、観客が安全かつスムーズに避難できる設計となっているか。 ・ 救援物資の受入・配送拠点を両立するために優れた工夫がされているか。 ・ 津波・水害避難施設や防災倉庫の配置等、防災拠点としての機能を持った公園として優れた設計がされているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	5点	<p>様式 6-1 様式 6-1a ～ 6-11 様式 6-8</p>
⑦環境性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮設計や環境負荷軽減、コスト削減について優れた工夫が見られるか。 ・ 公園の緑化面積を十分確保するとともに、魅力的 	5点	<p>様式 6-1 様式</p>

	<ul style="list-style-type: none"> な空間となるよう工夫が見られるか。 太陽光発電等の自然エネルギーの活用について優れた提案がされている。 その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 		6-1a ～ 6-11 様式 6-9
--	---	--	--------------------------------

●工事監理・建設に関する事項（配点：20点）

【重視する事項】①工事監理及び建設業務に係る取り組み方針

②工程計画

③施工計画

評価項目	評価の視点	配点	様式
①工事監理及び建設業務に係る取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的等を踏まえた明確な建設及び工事監理方針を持っているか。 設計どおりに確実に施工できる体制が確保され、業務の分担及び責任の所在が明確に提案されているか。 多角的側面から周辺住民への十分な配慮が行われているか。 作業従事者や材料の不足を補完する取り組み方針が提案されているか。 その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	5点	様式 7-1
②工程計画	<ul style="list-style-type: none"> 必要となる事前協議、許認可取得等に適切に対応し、期限内に施設を引渡すことのできる事業スケジュールとなっているか。 工事期間は確実に遂行できるよう適正に設定されているか。 供用開始予定日を早めるための、全体工期における各種工事の施工時期の工夫が提案されているか。 その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	10点	様式 7-2 様式 7-2a
③施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 工事の安全性や環境保全策に関する効果が十分に確保できる計画が提案されているか。 建設工事、仮設計画に際して、周辺環境への配慮を行った適切な計画となっているか。 効果的な周知計画、交通誘導員の配置などの安全 	5点	様式 7-3

	対策に工夫が見られるか。 ・ クレーンなど大型工事車両（重機）の配置等の安全対策に工夫が見られるか。 ・ 緊急時に迅速な対応が可能な体制となっているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。		
--	---	--	--

●維持管理に関する事項（配点：20点）

【重視する事項】①維持管理業務に係る取り組み方針

②保守管理、清掃、環境衛生管理計画

③修繕計画

評価項目	評価の視点	配点	様式
①維持管理業務に係る取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的等を踏まえた明確な維持管理方針を持っているか。 業務の分担及び責任の所在が明確に提案されているか。 また、緊急時に迅速な対応が可能な体制となっているか。 市との連絡方法やサービスの質の維持及び向上において有効なセルフモニタリング方法が具体的に提案されているか。 その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	5点	様式 8-1
②保守管理、清掃、環境衛生管理計画	<ul style="list-style-type: none"> 実施体制や方法等、効率的な執行に向けた取り組みについて、優れた提案がされているか。 点検、保守、修繕、更新等の実施において予防保全の考え方に関して優れた提案がされているか。 ごみの少量化などの工夫が見られるか。 利用者満足度を高めるよう、美観の維持や衛生的な環境の確保方法が具体的に提案されているか。 その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	5点	様式 8-2
③修繕計画	<ul style="list-style-type: none"> 長期修繕計画は効率的かつ効果的な更新周期を想定した計画となっているか。 提案された長期修繕計画の遂行により、ライフサイクルコストの削減につながる具体的な効果が示されているか。 	10点	様式 5-3k 様式 8-3

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間中に想定外の大規模修繕が発生した場合の対応について、具体的かつ優れた方針が提案されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 		
--	---	--	--

●運営に関する事項（配点：50点）

【重視する事項】①運営業務に係る取り組み方針

- ②運動施設運営計画
- ③スポーツ教室事業計画
- ④集客促進計画
- ⑤駐車場及び駐輪場運営計画
- ⑥安全管理、防災・緊急時対応計画
- ⑦開園準備、事業終了時の引継ぎ計画

評価項目	評価の視点	配点	様式
①運営業務に係る取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的等を踏まえた明確な運営方針を持っているか。 ・ 各業務の実施体制（指示系統、人員体制、市との連絡体制、スタッフ技術向上に向けたモニタリング体制等）及び責任の所在が明確に提案されているか。 ・ 緊急時に迅速な対応が可能な体制となっているか。 また、混雑時に適切な観客の誘導が行えるなど十分な危機管理体制となっているか。 ・ 総合競技場、多目的広場、テニスコート、ジョギングコース等の一体的な利用を促進し、相乗効果を高める配慮がされているか。 ・ 平日の昼間等、利用者の少ない時期の平準化の工夫が見られ、年間を通じて集客が図れるような運営計画となっているか。 ・ 周辺施設と連携することで、利用者の利便性を高める工夫や新たなサービスの提供等が提案されているか。 ・ サービスの質の維持及び向上を図るため、有効なセルフモニタリング方法が提案されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	10点	様式9-1

②運動施設運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な利用者やニーズに応じることができるよう休場日及び開場時間を設定しているか。 ・ 市民が利用しやすい料金体系になっているか。 ・ 利用率の低い時間帯の有効活用など利用率の向上に向けた工夫が見られるか。 ・ 市民の利便性を高める多様な利用料金の徴収方法について優れた工夫が見られるか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	5点	様式 9-2 様式 9-2a
③スポーツ教室事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多種多様なプログラムが用意され、可能な限り多くの事業を展開していく工夫が見られるか。 ・ 時間帯の特性を把握して対象者を変えるなど集客力のある教室・講座等を計画し、収入を伸ばす工夫が見られるか。 ・ 利用率の低い時間帯に利用者を確保できる工夫が見られるか。 ・ 市民が利用しやすいよう、プログラム内容に応じた料金水準に設定されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	10点	様式 9-3 様式 9-3a
④集客促進計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者等に対する本公園のPR及び営業活動について工夫しているか。 ・ 多種多様な媒体を用いて積極的に地域スポーツ情報や地域交流イベント等の広報・情報発信を行う計画となっているか。 ・ スポーツに関心の低い市民にも関心を持ってもらうような情報発信を工夫しているか。 ・ 生涯スポーツ振興の観点から市民が幅広く参加できるような大会等を実施できるような工夫をしているか。 ・ 地域の賑わい創出に貢献でき、広域から集客の見込める大会やイベントなどの企画・誘致の方策が優れているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	10点	様式 9-4
⑤駐車場及び駐輪場運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入庫・出庫管理、整理・誘導の方法の工夫により渋滞発生抑制、利用者の安全対策、出入口及び場内の事故防止策が提案されているか。 ・ 大会・イベント等混雑時の安全対策・事故防止策 	5点	様式 9-5

	<p>が優れているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無断駐車・駐輪防止のための工夫が見られるか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 		
⑥安全管理、防災・緊急時対応計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時における利用者、観客の誘導や危機管理体制などについて、優れた提案が見られるか。 ・ 本公園の規律の維持、盗難・破壊等の犯罪の防止等の安全管理について優れた提案が見られるか。 ・ タウンセキュリティの視点から、適切な防犯対策を講じているか。 ・ 緊急時における対応について、マニュアル化、訓練方法について、優れた提案が見られるか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	5点	様式 9-6
⑦開園準備、事業終了時引継ぎ計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者等への各種マニュアルの周知徹底及び事前予約への対応等に工夫が見られるか。 ・ 事業期間終了時の市及び次期指定管理者に対する施設及び業務の引継ぎについて具体的な方法が提案されているか。 ・ 市の負担がなく、円滑に業務を引き継げるような適切な修繕計画が提案されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	5点	様式 9-7

●自由提案に関する事項（配点：30点）

【重視する事項】①自由提案施設

②自由提案事業

評価項目	評価の視点	配点	様式
①自由提案施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的と合致し、本公園と一体的に整備することにより、利用促進や利用者の一層の健康増進が期待される魅力的な自由提案施設が提案されているか。 ・ 地域活性化や集客の促進につながる事業が提案されているか。 ・ 長期にわたり安定的に施設の運営がなされる工夫が提案されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	15点	様式 5-3c 様式 5-31 様式 10-1 様式 10-1a
②自由提案事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の多様なニーズに応え、満足度を高める事業内容が提案されているか。 	15点	様式 5-31

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業との相乗効果が期待できる事業内容が提案されているか。 ・ 施設全体の稼働率の向上に資する事業が提案されているか。 ・ 地域活性化や集客の促進につながる事業が提案されているか。 ・ その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	<p>様式 10-2</p> <p>様式 10-2a</p>
--	--	--